

社会福祉法人ユーカリ福祉会
法人役員・法人事務局等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ユーカリ福祉会の役員及び法人事務局の職員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、その他理事長が臨時に招集した法人会議等の出席。また各施設の巡回指導、相談業務、研修指導、監査業務、その他の法人事務等を行った際の報酬について定めたものである。また理事長が特別に諮問した理事長室職員、任期制の各プロジェクト、法人開設準備委員についても定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、顧問をいう。

2. この規程でいう法人事務局とは法人事務総長、法人事務局長、法人事務員をいう。
3. その他、理事長が特別に諮問した理事長室職員、任期制の各プロジェクト、法人開設準備委員、第三者苦情処理委員、理事会及び法人の会議において理事会が必要とし、理事長が特別にオブザーバーとして出席を求めた者も含む。

(会議等における日当)

第3条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、理事長室職員、任期制の各プロジェクト、法人開設準備委員、その他理事長が臨時に招集した法人会議等に出席した者に対して、法人役員・法人事務局等報酬表1に定められた通り支給する。

(出張旅費の支給)

第4条 法人の業務のために、理事長の命令を受けて法人役員・法人事務局等が出張する場合には実費〔上限700円〕を支給する。

法人役員・法人事務局等報酬表1

区 分	日 当	旅 費
役員・法人事務局・理事長室職員、各プロジェクト委員、法人開設準備委員、オブザーバー、第三者苦情処理委員	9,300 円	実費 (上限700円)

*尚、法人開設準備委員に関しては、同一法人内の職員で異動により法人開設施設の準備委員になるものは所属する施設から研修出張として支出、または開設予定施設を所管する行政の引継ぎ予算から賃金として支出し、法人からは日当は支出しない。本法人の施設に勤務していないもので、なおかつ開設予定施設を所管する行政の引継ぎ予算がない場合、会議・研修等で必

要な者の日当は本規定により支出する。

附則

この規程は平成 14 年 5 月 26 日施行から施行する

附則

この規程は平成 14 年 7 月 9 日一部改訂し、施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 3 月 20 日から施行する。